

国不入企第24号  
令和3年7月20日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

公共建築工事の発注に当たっては「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第二版）（平成30年10月17日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手3法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添1、2のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等、地方公共団体の営繕担当課あてに通知されましたのでお知らせします。なお、改定された解説書は別添3のとおりです。

貴職におかれましては、傘下の会員企業に対して、本通知の内容を周知頂きますようお願い申し上げます。

また、別添4、5のとおり、都道府県及び政令指定都市の契約担当部局・建設業担当部局あて、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。